

事務連絡  
令和6年7月26日

指定訪問看護事業者 御中

神奈川県国民健康保険団体連合会

オンライン請求を行う保険医療機関等への紙帳票送付廃止等に伴う  
診療(調剤)報酬支払日の変更について

本会の事業運営につきましては、日ごろ格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年12月26日付けで発出された「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正に伴う実施上の留意事項について(厚生労働省保険局長通知・保発1226第4号)」において、診療報酬請求事務の更なる効率化を推進するため、オンライン請求を行う保険医療機関・保険調剤薬局・指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)に送付している増減点関連通知及び支払関連帳票等の諸書類について、オンライン請求を行う保険医療機関等への諸書類の紙媒体での送付を廃止することになりました。

これに伴い、次のとおり、本会の事務処理における取扱いを変更させていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 1. オンライン請求を行う保険医療機関等への紙帳票廃止

厚生労働省保険局長通知に基づき、オンライン請求を行う保険医療機関等に送付している諸書類について、「別紙1」のとおり令和6年8月支払分(令和6年7月請求分)からは紙媒体での送付を廃止し、電子データのみでの還元とさせていただきます。

## 2. 国保分等の診療(調剤)報酬支払日の変更

本会の国保分の診療(調剤)報酬支払日については、全国的に最も早い毎月15日となっており、今般のオンライン請求を行う保険医療機関等に送付している紙帳票の廃止に伴い、「診療(調剤)報酬支払通知書」の還元日が国保の支払日より遅くなる月があること等の理由により、「別紙2」のとおり、令和7年4月支払分(令和7年3月請求分)から国保分等の支払日を毎月「20日」とすることとさせていただきます。

事務担当

審査管理部審査管理課

電話045(329)3411